

重要事項説明書

(地域密着型) 通所介護事業所つれづれ

当事業所は、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、要介護認定の結果、要介護と認定された方が地域密着型通所介護の対象になります。

1. 事業者

法人名	医療法人社団 せがわ会
法人所在地	広島県山県郡北広島町今田3860
電話番号	0826-72-6511
代表者氏名	瀬川 芳久
設立年月日	平成2年4月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び定員

事業所の名称	(地域密着型) 通所介護事業所つれづれ	
事業所の所在地	広島県山県郡北広島町今田3850	
電話番号	0826-72-9753	
管理者	瀬川 芳久	
開設年月日	平成18年11月1日	
利用定員	10人	
事業者番号	3473500746	
指定日	指定通所介護	平成18年10月31日
	指定介護予防通所介護	平成19年5月1日

(2) 事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者に対して、適切な通所介護を提供することを目的とします。地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を目指します。

(3) 当事業所の運営方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活活動への援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能及び日常生活能力、ならびに社会性の維持改善を図りつつ、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 要介護者が、住みなれた地域で、そこに住む人々とともに安全にいきいきとした生活が継続して送れるよう、地域住民との交流など地域への参画も併せて行ないます。

3. 営業日および営業時間事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで

(国民の祝祭日、12月30日から1月3日までを除きます。)

(2) 営業時間 8時30分から17時30分まで

(3) サービス提供時間

地域密着型通所介護：9時30分から15時40分まで

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を行います。

② 生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等のほかの機関との連携において必要な役割を果たします。

③ 介護職員 4名（常勤3名 非常勤1名）

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助等の援助を行います。

④ 機能訓練指導員 2名（非常勤2名）

機能訓練指導員は、利用者ができるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、また要介護状態への予防ができるよう必要な機能訓練及び助言指導等を行います。

⑤ 看護職員 2名（非常勤2名）

看護職員は、健康チェック等での結果等により、利用者の健康状態を把握するとともに、必要な助言指導（口腔機能を含む）、及び利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

(2) 従業者は、地域密着型通所介護の提供にあたります。

(3) 職員の配置は、指定規準を遵守するため、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員をそれぞれ1名、サービス提供時間帯において、勤務配置を確保しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

料金につきましては、法改正に伴い変更する場合があります。今後変更の場合は料金表別表にてご案内とし、同意を頂くことにさせていただきます。ご了解下さい。

(1) 介護保険の基準サービス

① 食事

② 入浴（専用入浴設備または共用入浴設備を使用して、原則として一般浴槽（家庭用の浴槽）で、対応させていただきます。但し、利用者の身体状態に応じ清拭、あるいは入浴を中止にさせていただく場合があります。）

③ 介護全般（排泄など）

④ 機能訓練等（生活リハビリテーション、遊بریテーションなど：日常の生活に即した、また楽しみながらできるものを提案させていただきます。）

⑤ 送迎

⑥ 相談援助

⑦ その他

上記の他に、ご利用者の要望に応じて、以下のサービスも提供させていただきます。

⑧ 運動機能向上指導 ⑨ 栄養改善指導 ⑩ 口腔機能向上指導 ⑪ 生活機能向上グループ活動 ⑫ 若年性認知症の利用者の受け入れ

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月毎の清算とし翌月に請求書を発行いたします。支払い方法には、現金集金、振り込みがありますので、ご選択ください。なお、請求書または領収書の発行先がご利用者様と異なる場合は、別途お申し出ください。

(3) 利用の中止、変更、追加

ご利用者の都合により、利用の予定を中止や変更したり、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出てください。

サービスの利用の変更・追加の申し出については、事業所の稼働状況を鑑みながら、検討・協議を行います。

6. 事業所の利用定員

当事業所サービスの利用定員は、10人とします。

7. 実施地域について

事業所の通常の事業実施地域は、北広島町とします。

- ・ 通常の実施地域外へご利用者の送迎を行う場合は、実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり25円実費として徴収する場合があります。また送迎にかかる有料道路代についても同様に徴収する場合があります。

8. 事故発生時の対応

当事業所サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族に連絡する等の処置を講じるとともに、状況に応じて関係機関に連絡を行い、必要な処置を講じます。

(1) 賠償責任について

- ①介護保険サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によってご利用者が損害を被った場合、当事業所はご利用者に対してその損害を賠償するものとします。
- ②ご利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、ご利用者および代理人は連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(2) 緊急時における対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどに連絡をするなどの処置を講じます。

※ 緊急時の連絡先を、別紙所定欄にご記入ください

9. 非常災害対策

当事業所は、消防計画等の防災計画に基づき年2回以上、避難・救出訓練を行います。

10. サービスの提供にあたっての留意事項

当事業所のサービスを利用するにあたって、次の事項に留意してください。

- ①事業所内は土足禁止となっていますので、上履きを持参してください。
- ②紛失防止のため、自分の持ち物には記名をお願いします。
- ③金銭・貴重品の管理は、原則としてご利用者またはご家族で行ってください。
- ④火気の取り扱いについては十分に注意してください。事業所内および関連敷地内は禁煙となっていますので、ご協力をお願いします。
- ⑤常に整理整頓と清潔を保持するよう心がけてください。
- ⑥事業所内におけるご利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他、ほかのご利用者への迷惑行為は禁止させていただきます。

11. 秘密の保持

事業所の職員は、業務上知り得たご利用者、もしくはそのご家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

事業所の職員は、ご利用者において緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

前項にかかわらず、ご利用者にかかる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご利用者またはご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

介護保険サービスの質の向上のため、学会、研究会等での事例研究発表等において、個人情報を用いることがあります。なお、この場合でも、個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

12. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所での苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

職名	担当者	受付時間	連絡先
管理者 生活相談員	瀬川 芳久	毎週月～金曜日 8:30～17:30	電話番号：0826-72-9753
	弘中 志穂		ファックス番号：0826-72-3802

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、次の機関においても苦情申し出等ができます。

○北広島町役場福祉課介護保険係：0826 - 72 - 7352

○広島県国民健康保険団体連合会：082 - 554 - 0783

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情処理に関しては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第36条（苦情処理）の定めにより、円滑かつ迅速に誠意を持って苦情処理に対応します。（別紙参照）

13. その他運営に関する重要事項については、次のとおりとします。

事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けます。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年2回

③その他の研修

事業所は、地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置します。

以上